

第12回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

令和6年2月2日（金）午後3時00分～午後4時30分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

赤坂薫、岩崎康宏、岡部あゆみ、甲斐雄次、木村久仁子、工藤博昭、斉藤永吉、佐々木良幸、左治木敦子、佐藤涼子、柴田雅司、鈴木弘哉、須田広悦、富谷治亮、藤原健一、保坂英明、三浦進一、見米正

（説明者）

小山内地裁事務局次長、金子家裁事務局次長、泉総務課長、安倍会計課長、田中総務課課長補佐、姉崎会計課課長補佐、和田主任書記官

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）前回合同委員会テーマ「裁判所における新型コロナウイルス感染症対策について」に関する取組状況等について説明

（4）協議

議題「秋田地方・家庭裁判所新庁舎の施設について」

ア 庁舎概要説明

イ 庁舎見学

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和6年6月から7月頃に秋田地方裁判所委員会及び秋田家庭裁判所委員会を

個別に開催する。令和7年1月頃に開催する委員会は、テーマに応じて合同委員会又は個別開催とする。各委員会のテーマは委員の意見を伺った上で事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、■は説明者の発言)

◎ 係員の説明や見学を通じて、御意見があれば伺いたい。

○ 災害対策としてどのような対策が取られているのか。

■ 建築基準法に則った建物であり、耐震性は確保されている。ただし、免震装置が付いているというものではない。

また、裁判所の取り組みとして、災害備蓄品を整備している。裁判所職員だけではなく、来庁者の避難場所としても想定されているので、飲み物、食料、毛布、ヘルメット等をその分も含めて一定程度確保している。

○ 旧庁舎で東日本大震災に遭い停電したが、その際にすぐに非常用電源に切り替わった記憶がある。この庁舎も同様か。

■ 自家発電装置を備えており、停電時でも10時間は非常電源が確保できるようになっている。

○ 現在、社会的にAIの活用が進んでいるが、裁判記録についてもAIの活用が検討されているのか。

■ 現状は、紙の事件記録となっている。民事事件、家事事件、少年事件の終局した事件記録は、事件の種類によって保存期間の違いがあるが、記録庫に一定期間保存している。

また、歴史的資料として保存すべき記録等については、要望等により特別に長期間保存する特別保存に付されるものもあり、その仕組みについては、最近、新たに規則が定められた。民事事件については、民事訴訟法の改正により、記録が電子化されることになったので、今後は、徐々に電子に移行していくことになる。

刑事事件、少年事件に関しては、まだ具体化はされていないが、法制審議会等で検討している状況である。

◎ 民事事件では、具体的にどのように記録が保存されることになるのか。

■ フェーズ3に移行されると、インターネットでの申立てが可能となり、それに

伴い保存も電子でされることになるが、保存先については、検討中の段階であり、詳細は決まっていない。

また、弁護士は、電子申立てが義務化されるが、本人訴訟については紙での申立てもできる。紙で申し立てられたものについては、PDF化して保存する方法が検討されているところである。

○ 家事事件についても、民事事件と同様に将来的に電子化されることは決まっているが、具体的運用については未定である。

○ 法廷の数が増えたことによって裁判の迅速化に繋がるのか。

■ 法廷の数が増えたことにより、これまでよりも期日が入れやすくなった。

また、デジタル化、オンライン化により、ウェブ会議が主流となってきている。ウェブ会議ができる法廷が増えることによって、それが裁判の迅速化に繋がるかということ、事案によるところもあるので一概には言えないが、期日の調整はしやすくなっている。そういった意味では、トータルで見ると迅速化に繋がっていると考えている。

◎ 裁判が長引く理由としては、紛争自体が複雑化しているという点があるが、それ以外にも、期日を入れるのが難しいという現状があるので、ウェブ会議を使い、事務所から行えると期日が入れやすくなるということがある。

また、期日間の情報のやり取りも電話やファクシミリが多かったが、メールやチャットを利用することにより、随時に連絡をとることができるようになるなど、少しずつ裁判の期間を短縮しようという試みをしているところである。

○ 執務室を見学し、裁判所に来庁する人の顔や、事件処理の様子が見えて勉強になった。特に子供を遊ばせる場所があるということが分かり、見識を深めることができた。

裁判所内の表示を見せていただいた。傍聴に関する注意事項には振り仮名が振ってあり、誰にでも分かるようになっており、すばらしいと思った。

ただ、今後、例えば、外国籍の方が増えてきた場合、多言語表示も考えなければならない時期が来ると思う。あるいは、分かりやすいシンプルな日本語の表示

板があると良いと思うので、将来的に考えていただきたい。

また、1階の案内板には振り仮名がなかったので、来庁者に寄り添える表示をしていただけると良いのではないかと。

ただでさえ、裁判所は敷居が高いと思うので、そこに何か事件を起こしてきた多国籍の人が来た場合は、疎外感を感じさせないような配慮が必要ではないかと。

◎ 貴重な御意見ありがとうございます。検討させていただく。

○ ウェブ会議が主流となっているのか。

■ 導入当時は、なかなか浸透しなかったが、最近では、主流となっている。

遠方の方はよくウェブ会議を利用するが、裁判所近郊の弁護士もウェブ会議を利用し、時間の有効活用をいただいていると感じている。

12月のウェブ会議の件数は40件前後、過去3か月の平均は、月42、3件利用されている。一、二年前に比べると、だいぶウェブ会議が浸透しているとの印象である。

○ 原告と被告が会わないまま判決が出ることがあるのか。

■ これまでは、弁論準備でウェブ会議を行っていたので、口頭弁論期日で原告と被告が会う機会はあった。3月1日以降は、口頭弁論もウェブ会議で行うことができるようになるので、直接対面することなく、手続が進んでいくという機会が増えていくと思われる。

◎ 理論上、原告と被告が一切会わずに判決を迎えるということはあるが、ウェブ会議を行うかどうかは、裁判官の判断となる。社会的に注目された事件であれば、傍聴したいという希望もある。裁判の公開の原則があり、公開の要請を満たさなければならぬということである。

○ 性犯罪などの場合、法廷でどのような配慮がされるのか。

○ 性犯罪を中心に説明すると、被害者のプライバシー、判断する上で必要な情報のバランスをとりながら行っているところであるが、いろいろな制度がある。

例えば、裁判の対象となる事実（公訴事実）は、通常、検察官の起訴状朗読で、被害者の名前等も法廷で明らかになるが、事件の種類によっては、被害者のプラ

イバシーが法廷で明らかにならないようにするという決定をすることによって、起訴状を朗読する際に、被害者のプライバシーに関わることは読み上げない、また、被害者が証人で出廷する場合は、通常は、口頭で本人であることの確認を行うことになるが、それを行わずに書面などで確認するとか、被害者のプライバシーに関する質問をできるだけ行わない等の措置を取ることができる。

また、被害者が公開の法廷での証言に抵抗がある場合は、法廷とは別の部屋で証言をしてもらい、その様子を法廷内のモニターに映す、さらに、傍聴人にも見えないようにするため、モニターには映さず、音声のみを流すという方法で行うこともある。

刑事事件のデジタル化について、現在、検討が進んでいるところであるが、その中でも証人尋問を遠隔地同士でもできる制度が拡充されるなどの内容の法案が提出予定である。ただし、現在でも、このような制度を活用しながら、裁判の公開と裁判に関わる方の保護とのバランスを考えながら行っているところである。

- 調停委員の立場からであるが、旧庁舎はトイレが2か所あったが、新庁舎で各階に1か所になってしまったことで、当事者がトイレで鉢合わせをしてしまったとの声があった。当事者から配慮を求める要請をしたにも関わらず、そのような状況になったとのことであるので、今後、注意をしていただきたい。

ワンストップ型ということではあるが、待合室の階を分けるなどの配慮をしたほうが良いのではないかとの意見があった。

また、調停室と待合室が隣り合っているが、声が漏れて聞こえることがあり、不安との意見があった。

- ご指摘の件については、裁判所としても意識して対応しており、事前に当事者から得た情報を踏まえて、要注意の事案については階を分けて対応をしている。

ただし、離婚調停では、一般的に顔を会わせたくない当事者が多いため、そのような注意を要する事案であるかどうかを見極めながら対応しているところであり、その観点で、代理人の立場からでも今後お気付きの点があればお知らせ願いたい。

また、待合室ではDVDを流して、隣の調停室の音が聞こえないように配慮しているところである。

- 壁に多数のカレンダーを貼っているが、せつかくの新庁舎なので庁舎の使用の仕方を考えていただいた方がよいのではないかとの声があった。
- 旧庁舎では、弁護士控室に開廷表が貼られていた。新庁舎でも同様に貼っていただけないか。
- 検討させていただきたい。